

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により  
通告します。

2022 年 8 月 22 日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 24 番  
質 問 者 渡 辺 み の る

### 記

#### 1. 安倍元首相の国葬について

政府は、安倍元首相の国葬を 9 月 27 日に開催することを閣議決定した。日本共産党は、  
弔意を国民に強制することになりかねない国葬は行うべきではないと考えている。

東京都教育委員会は、都立学校に対して国葬の日に半旗の掲揚を求めていることがわか  
った。

- (1) 国や東京都から、何かしらの通知や対応依頼などは来ているのか。
- (2) 市として、何か行う予定はあるのか。

#### 2. 第 7 波の市内の感染拡大の状況と市の対応

7 月中旬からのコロナ第 7 波は、各地で過去最大の感染者数を記録し、東村山でも連日 3  
桁の感染者数が報告されている。

医療機関もひっ迫し、発熱しても受信できないという事態も発生している。

市民のいのちと健康を守るために、市として何ができるのか。

家族や知人が感染し、濃厚接触者となった方への支援がほとんど実施されていない状況  
で、生活を圧迫している事例も起きている。

国や東京都に実効性ある対策と支援を求めるとともに、それを市として補完する施策を実施  
することを求めて、以下質問する。

##### (1) 第 7 波の当市の状況

- ① 第 7 波での市内の感染状況の推移と傾向を伺う。また、市としてどのように分析している  
のか。
- ② 第 7 波中の市内医療機関の状況をどのように把握しているのか。
- ③ 市職員の業務への影響はどれほどあったのか。

##### (2) 第 7 波中に市はどのような対応を行ってきたのか。以下について伺う。

- ① 感染拡大防止対策

- ②感染者等への支援
- ③食糧支援
- ④発熱した市民や感染者、濃厚接触者の相談対応
- ⑤人員体制の確立
- ⑥東京都との情報共有や、国・都への要望など
- ⑦市の対策本部の会議が5月23日を最後に開催されていないが、理由を伺う。

(3) 濃厚接触者への支援

- ①濃厚接触者として自宅待機をしている方への支援はどのようなものがあるのか。
- ②東京都の食糧支援や傷病手当などは濃厚接触者は対象にならない、当事者から市への相談などはあったのか。あれば、内容も伺う。
- ③小学校休業等対応助成金は小学生までの子どもがいる家庭で、事業者が給与を減額しない場合のみに支給対象となる。中学生以上の子どもがいる家庭への支援や、事業者への給与支払いを促すなど、市としてできる事があると思うが、

(4) 総括して

第7波を踏まえて、市の体制や制度などどのような備えが必要であると分析しているのか。

以上